

令和 年度

認可外保育施設
集団指導調査表

個人ベビーシッター用

氏名（事業所名）	
施設種別	法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）
集団指導年月日	令和 年 月 日（ ）

【添付が必要な書類】

※書類を添付いただき、右欄にチェックをしてください。

調査表項目	添付書類	チェック
1 ①、5 ①～④	児童預かり記録（直近5回分）	
1 ②	資格証明書（写し）、保育に従事する者に関する研修の修了証（写し）	
2 ①	建築図面（平面図）	
5 ⑤⑥	研修の受講歴が分かる資料（修了証の写し等）	
5 ⑨、7 ①、 7 ②	連絡帳（写し）※保護者とのやり取りの内容が分かるページのみ	
7 ③	健康診断書（受診者及び受診日が分かる部分のみ）	
7 ④	検便実施結果通知書	
7 ⑥⑦	午睡チェック表（直近5回分）	
7 ⑨⑩⑪	年齢別のチェックリスト（直近5回分）	
7 ⑨⑩⑪	安全計画、事故対応マニュアル	
7 ⑫	救命処置訓練の実施が分かる資料（訓練実施記録等）	
7 ⑭	事故報告書（事故があった場合）	
7 ⑮	事故対応記録（事故があった場合）	
8 ①	提示書面	
8 ②	交付書面	

(調査資料・表紙・別紙含め全10ページ)

令和 年 月 日現在の状況について、太線の中(各項目及び自主点検欄)に漏れのないよう記入してください。

施設設置管理者の状況

氏名(事業所名)	
定員数	人
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
最寄駅	線 駅 バス・徒歩 分
事業開始年月日	

0 入所児童の状況			自主点検欄					必要書類等		
① 月 日の預かり児童数(実績)										
区 分			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	計
※年齢は「学年」(3月31日基準)で記載してください。										
1	一時預り	1日のうち数時間預かるもの	人	人	人	人	人	人	人	人
2	月極	昼間 引き取り時間が午後8時までのもの(保育所とほぼ同様)								
3		夜 引き取り時間が午後10時までのもの								
4	契約	深夜 引き取り時間が午前2時までのもの								
5		宿泊 引き取り時間が午前2時を超えるもの								
6	長期滞在	24時間を超えて続けて預かるもの								
月極契約乳幼児数計			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
総児童数計(一時預り+月極契約計)			a	b	c	d	e	f	g	

0 入所児童の状況（続き）			
② 保育時間			
	通常開所時間	時間外(延長)開所時間	備考
平日	: ~ :	: ~ :	
土曜日	: ~ :	: ~ :	
日曜日	: ~ :	: ~ :	
祝日	: ~ :	: ~ :	
休業日			

※ 時間については、24時間制で記入してください。
 ※ 常時24時間開所している場合は、備考欄に「24時間開所」と記入してください。

1 保育に従事する者の数および資格	自主点検欄	添付書類	A	不適	
				B	C
① 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数が1人を超えていないか。 ※当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、1人を超えてもよい。	いる・いない	児童預かり記録			
② 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。 ※保育に従事するものに関する研修 ○居宅訪問型保育研修（基礎研修） ○子育て支援員研修（地域保育コース） ○家庭的保育者等研修（基礎研修） ○ベビーシッター養成研修（公益社団法人全国保育サービス協会が実施） ○ベビーシッター現任研修（公益社団法人全国保育サービス協会が実施） ○認定ベビーシッター（公益社団法人全国保育サービス協会が資格証発行）	ある・ない	資格証明書（写し） 研修修了証（写し）			
③ 保育士登録証を持っていない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	いる・いない				

2 保育室等の構造設備及び面積	自主点検欄	添付書類	A	不適	
				B	C
① 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。 ※事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。 ※必要な書類等を管理する場所等を定めること。	いる・いない	建築図面（平面図）			
② 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	いる・いない				
3 非常災害に対する措置 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	自主点検欄	添付書類	A	不適	
① 防災上の必要な措置が講じられているか。 ※地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討及び実施が必要。	いる・いない				
(具体的取組)					
5 保育内容	自主点検欄	添付書類	A	不適	
① 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育が行われているか。 ② 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 ③ 乳幼児の日々の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 ④ 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 ※以下の事項について理解し、これに配慮した保育を行う必要がある。 (1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2)乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3)子どもの遊び等に関する事項 (4)保育の実施に関して留意すべき事項	いる・いない	児童預かり記録			
(具体的取組)					

5 保育内容（続き）	自主点検欄	添付書類	A	不適	
				B	C
⑤ 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。 ⑥ 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	いる・いない	研修の受講歴が分かる資料（修了証の写し等）			
(具体的取組)					
(直近の研修受講歴)					
⑦ 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	いる・いない				
(具体的取組)					
⑧ 利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。 <small>※専門的機関への通告体制をあらかじめ整備しておくこと（連絡先の把握等）。</small> <small>※虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等に おいても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</small>	いる・いない				
⑨ 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡しているか。 (連絡方法：)	いる・いない	連絡帳			
⑩ 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 <small>※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。</small>	いる・いない				

6 給食	自主点検欄	添付書類	A	不適	
				B	C
① 食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であるか。 (具体的取組)	いる・いない ・該当なし				
② 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。 また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。 重点事項 (具体的取組)	いる・いない ・該当なし いる・いない ・該当なし				
③ アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。 重点事項 (具体的取組)	いる・いない ・該当なし				
7 健康管理・安全確保	自主点検欄	添付書類	A	不適	
① 預かりの際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 (具体的方法：)	いる・いない	連絡帳			
② 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 (具体的方法：)	いる・いない	連絡帳			
③ 健康診断を1年に1回受けているか。 (直近の診断日：令和 年 月 日)	いる・いない	健康診断書			
④ 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。 (直近の診断日：令和 年 月 日)	いる・いない ・該当なし	検便実施結果 通知書			

7 健康管理・安全確保（続き）	自主点検欄	添付書類	A	不適	
				B	C
⑤ 感染予防のための対策が行われているか。 ※手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講ずることが必要。	いる・いない				
(具体的取組)					
⑥ 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し、記録しているか。 重点事項 ⑦ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。また、乳児突然死症候群への配慮はできているか。 医学上の理由で医師から勧められているためうつぶせ寝を行っている場合には、入所時に保護者からの申し出によっているか。 重点事項	いる・いない	午睡チェック表			
(具体的取組)					
⑧ 保育中は禁煙を厳守しているか。	いる・いない				
⑨ 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。 ⑩ 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に行われているか。 ⑪ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 ⑫ 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。 ⑬ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。 ⑭ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない	安全計画、年齢別のチェックリスト、事故対応マニュアル			

8 利用者に対する情報提供の実施状況	自主点検欄	添付書類	A	不適	
				B	C
<p>① 以下の事項について、書面等による提示等がされているか。</p> <p>1 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名</p> <p>2 事業所の名称及び所在地</p> <p>3 事業を開始した年月日</p> <p>4 保育提供可能時間</p> <p>5 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>6 利用定員</p> <p>7 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況</p> <p>8 設置者の研修の受講状況</p> <p>9 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>10（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>11 緊急時等における対応方法</p> <p>12 非常災害対策</p> <p>13 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>14 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</p> <p>※記載内容を網羅していれば、どのような様式でもよい。</p> <p>※2所在地が自宅の場合は、市町村名までの記載にする等、自宅が特定されない範囲での記載でよい。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>提示書面等</p>			
<p>② 以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>1 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>2 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>3 事業所の名称及び所在地</p> <p>4 事業所の管理者の氏名及び住所</p> <p>5 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>6 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>7（提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>8 利用者からの苦情を受け付ける連絡先</p> <p>※記載内容を網羅していれば、どのような様式でもよい。</p> <p>※1, 3, 4 所在地（住所）が自宅の場合は、市町村名までの記載にする等、自宅が特定されない範囲での記載でよい。</p> <p>※8 登録マッチングサイトが苦情相談窓口を設けている場合、マッチングサイトの同意を得た上で当該連絡先を記載してもよい。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>交付書面等</p>			

8 利用者に対する情報提供の実施状況（続き）	自主点検欄	添付書類	A	不適	
				B	C
③ 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	いる・いない				
9 備える帳簿	自主点検欄	添付書類	A	不適	
				B	C
① 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	ある・ない				

※評価基準Aとは、愛知県認可外保育施設指導監督基準を満たしている事項のことをいう。

※評価基準Bとは、愛知県認可外保育施設指導監督基準を満たしてはいるが、比較的軽微な事項のことをいう。

※評価基準Cとは、愛知県認可外保育施設指導監督基準を満たしていない事項で、B以外の事項のことをいう。